

令和3年度 柏原市立堅下南中学校部活動に係る活動方針

1. 部活動の意義

生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、学習意欲の向上や自主性・協調性・責任感や連帯感の涵養等に資するものである。

2. 部活動の目的

部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

3. 運営について

- (1) 部活動顧問（以下、「顧問」という。）は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を得られるようにする。
- (2) 顧問は複数で担当することを原則とする。

4. 休養日及び活動時間の設定

休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下のように設定する。

- (1) 休養日は週2日以上設定する。週当たり平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とするが、土曜日及び日曜日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (2) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度を基本とする。なお、早朝練習の時間も上記に含めるものとする。
- (3) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、下記の期間は原則として活動を休止する。
 - ① 定期試験の1週間前から試験終了までの期間（ただし試験最終日は除く）
 - ② 8月中旬及び年末年始の学校閉庁日※ その他（学校行事・学校体制・気象条件など）により活動を休止する場合があります。
- (4) 年間完全下校時刻については、以下を原則とする。

4月～10月・3月	・・・18:00
11月～2月	・・・17:30

※ 公式試合 2 週間前から 30 分の練習時間延長が許可される。

ただし公式試合 2 週間前に朝練をした場合は、部活動の延長はできない。30 分の延長活動をする場合には、所定の用紙を顧問を通して学校に提出する。なお下校時の安全保障は保護者の方が、責任を持って対応する。

(5) 土曜日、日曜日及び祝日等の警報発令時の部活動については以下とする。(ただし、公式戦の場合は当該大会の実施要項等に基づき対応することとする。)

○朝 7 時の時点で、柏原市に、大雨警報、台風による暴風警報、特別警報(大雨、暴風、暴風雪、大雪が対象)が発令されている時は、午前の活動を中止とする。

○午前 10 時までに対象となる警報・特別警報が全て解除された時は、13 時より活動を可能とする。

○引き続き、午前 10 時の時点で対象となる警報・特別警報のいずれかが発令されている時は、部活動は中止とする。

○部活動中に警報が出た時は、速やかに活動を中止し、通学路等の安全面を十分考慮し、下校させる。

5. 指導について

顧問は、適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

6. 部活動の設置

設置している部活動は、以下とする。

<運動部> : ○バドミントン (男・女)	○卓球 (男・女)
○ソフトテニス (男・女)	○バレーボール (女)
○バスケットボール (男)	

<文化部> : ○吹奏楽 (男・女)	○文化活動部(男・女)
--------------------	-------------

7. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的を実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。